

「札幌市の相談支援の歴史」 と「協議会」

1. 制度の変遷と相談支援事業
2. 札幌市の相談支援事業の歩み
3. 札幌市の協議会の歩みと組織

2021/7/12

「人材育成」と「スキルアップ」研修 新任職員研修

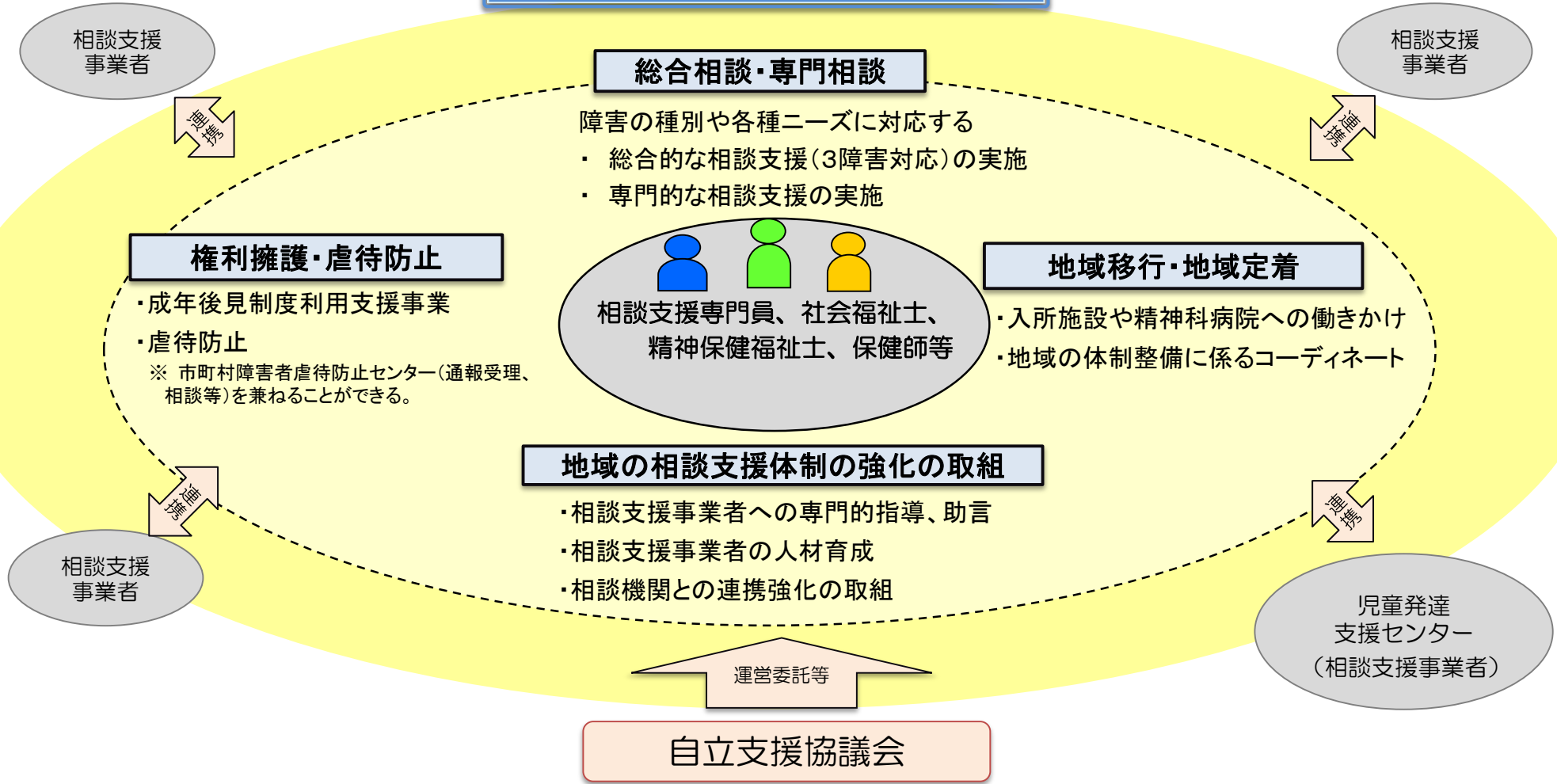
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

林 健一



基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

基幹相談支援センター



基幹相談支援センターの業務

相談支援事業所の
後方支援

委託相談支援事業所では
扱わずらい事案への支援

1. 委託相談支援事業者の支援業務

2. 計画（障害児）相談支援の推進業務

H27.4より精神障がい者
地域生活移行支援事業

3. 地域相談支援の推進業務

ピアサポーターの
後方支援

4. 障がい当事者による相談支援活動の支援業務

協議会事務局

5. 札幌市自立支援協議会の事務局業務

基幹相談支援センター
運営委員会事務局

6. その他、札幌市長が認めた業務

H28.4よりあんしんのまち
コーディネート業務

トップ お役立ち情報面 協議会・部会情報面 研修情報面 ワン・オール報告面 制度・調査研究面 災害支援情報面

重要ニュース

- 2020.3.31追加掲載 札幌市からの通知・お知らせ
2020.3.23掲載 障害保健福祉関係主管課長会議について
2019.9.25追加掲載 厚生労働省からの通知
2018.4.2掲載 『さっぽろ障がい者プラン2018』が公表されました
2018.2.6追加掲載 『障害者総合支援法及び児童福祉法』の一部改正 と 障害福祉サービス等報酬改訂

三面記事(更新情報)

- 3/23 協議会・部会情報面を更新しました。
3/12 ワン・オールブログを更新しました。
1/30 ワン・オール プレス19号を掲載しました。
令和元年度第1回運営委員会 (令和元年6月6日) 議事録
平成30年度第2回運営委員会 (平成31年2月12日) 議事録

お役立ち情報面



札幌市やワン・オールが発信するオリジナル資料のほか、最近の行政からの通知資料です。

もっと読む

協議会・部会情報面



札幌市自立支援協議会についての情報です。

もっと読む

研修情報面



相談支援や関係機関の研修情報が見られます。

もっと読む

ワン・オール報告面



ワン・オールプレスや運営委員会の議事録が見られます。

もっと読む

制度・調査研究面



障害福祉分野や関係する制度について、国レベルの情報です。

もっと読む

災害支援情報面



障がいのある方の避難支援についての情報です。

もっと読む

ワン・オールとは?



札幌市の相談支援事業所

協議会・部会カレンダー

ワン・オールカレンダー

アクセス方法・地図

ワン・オールリンク集

ワン・オールブログ

検索: [] 検索

★発行・連絡先

＜札幌市基幹相談支援センター＞
さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール

〒064-0808
北海道札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星屋302号 【地図】

TEL 011-213-0171

FAX 011-213-0172

MAIL sapporo@one-all.net

委託相談情報共有
(パスワードが必要です)

ワン・オール プレス

oneall press



第19号

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール 広報誌

相談支援従事者研修のカリキュラム改訂について

2020年1月30日発行

相談支援専門員の研修の実施について、告示(指
定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働
大臣が定めるもの)等の3告示)の改正が、令和元
年9月10日に公布されました。相談支援従事者研
修のカリキュラム改訂の内容が示され、令和2年4
月1日から適用されることとなりました。(ただし、
北海道を含む幾つかの都道府県では、既に改正後の
時間数や内容を想定して実施)

まず研修の時間数について、初任者研修は 31.5
時間(5日間程度)から42.5時間(7日間程度)
へと、現任研修については18時間(3日間程度)
から24時間(4日間程度)へとそれぞれ変更され
ました。また初任者研修には、前述の時間数の他に
実習も盛り込まれています。(科目は図参照)

令和2年度以降に初任者研修を受講修了した場
合、初回の現任研修受講にあたっては、過去5年間
に2年以上の相談支援の実務経験があることが受

講要件となり、その後2回目以降の現任研修受講に
あっても、同様の受講要件又は現に相談支援業務
に従事していることが受講要件となります。従って、
相談支援業務に従事せず、相談支援専門員の任用資
格要件を更新するためだけに、現任研修を受講する
ことはできなくなります。(ただし、令和元年度までに初任者
研修等を受講修了している場合は経過措置あり)
令和2年度以降は、告示の公布と同日に発出され
た、「相談支援従事者研修事業の実施について」の
改正にある、標準カリキュラム以上の内容で、相談
支援従事者研修が実施されていくこととなります。
別に、主任相談支援専門員研修についても平成31
年3月に標準カリキュラムが示されており、令和2
年度以降、北海道でも主任相談支援専門員研修が開
催されることになると考えられます。

相談支援専門員研修の告示別表

Table with 4 columns: 研修名(現行), 研修名(改訂後), 時間数, 時間数. It details curriculum changes for initial and current training programs.

新設

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会資料

うインドア派ですが、健康のために歩くことが今年の目標です。どうぞ、よろしくお願いします。

編集後記

今号は、独立行政法人 NASVA(ナスバ)からご
毒穢いただきました。今年も、ワン・オールの活動
紹介や地域で活躍されている方々にもご毒穢いた
だきながら、役立つ情報の発信をさせて頂きたく
す。

さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール
〒064-0808
札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星屋 302号
TEL:011-213-0171 FAX:011-213-0172
E-mail:sapporo@one-all.net URL:one-all.net

さっぽろ地域づくり ネットワーク ワン・オール

札幌市の真ん中、ススキノの近く。
建物は、元定時制高校でした。



近くにお越しの折には、ぜひお立ち寄りください。

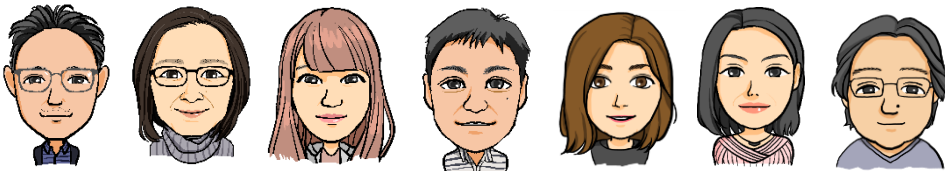
〒064-0808

北海道札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園302号

TEL 011-213-0171 / FAX 011-213-0172

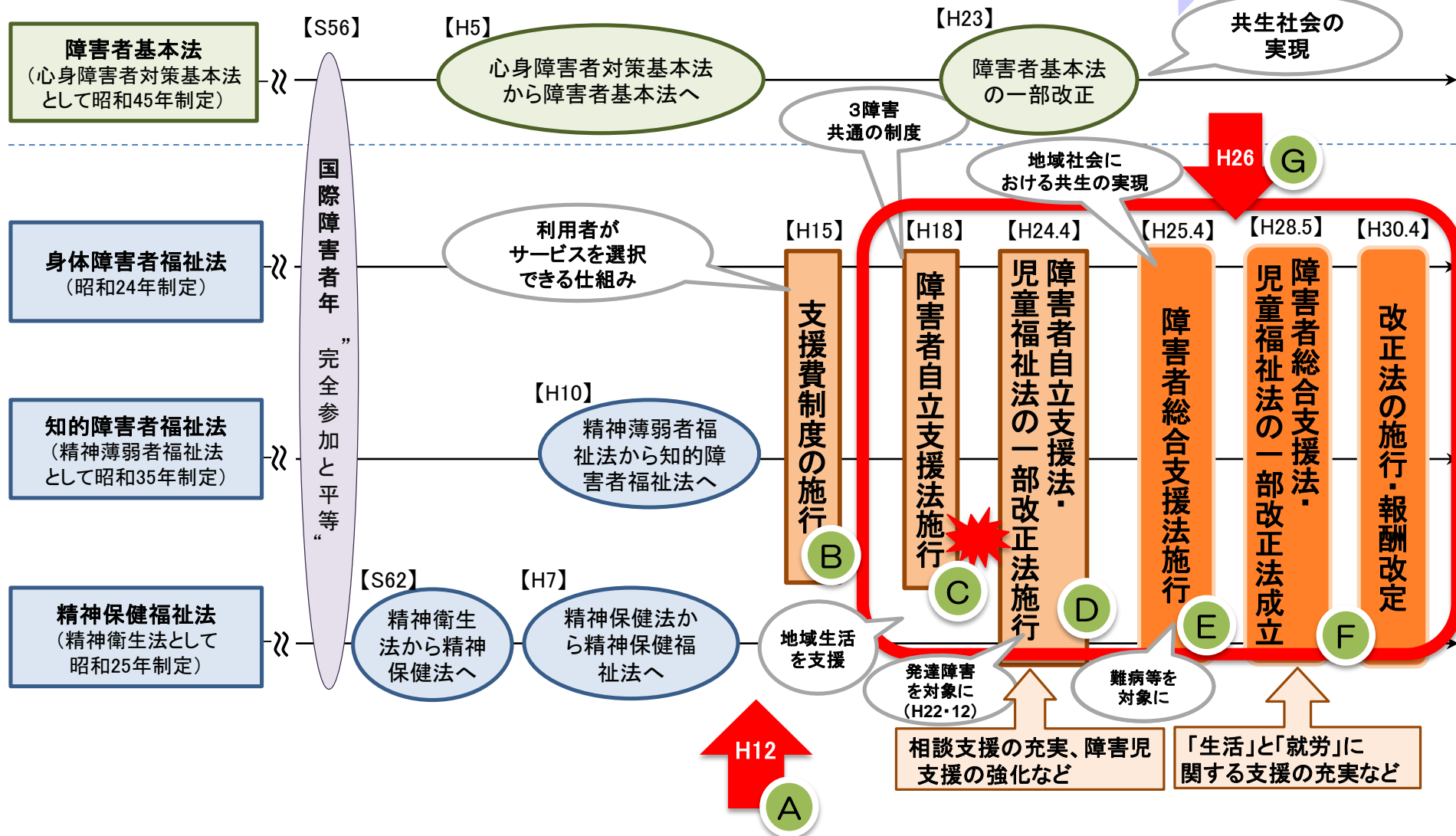
MAIL sapporo@one-all.net



1. 制度の変遷と相談支援事業

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



A

社会福祉基礎構造改革について (中間まとめで示された改革の基本的方向等)

- ①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ②個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- ④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ⑥増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

⇒これらを受けて、平成12年に社会福祉事業法等改正
「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に名称も改正

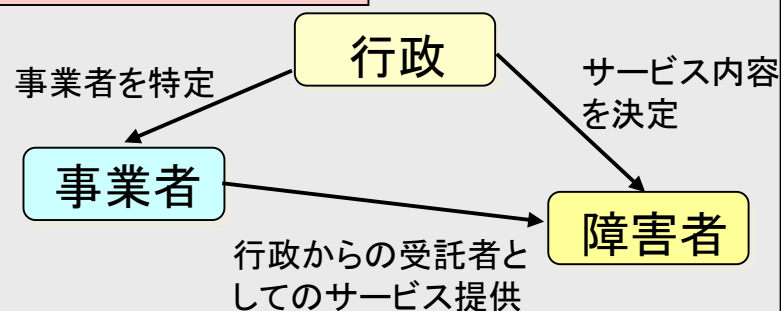
B

措置制度から支援費制度へ(H15)

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

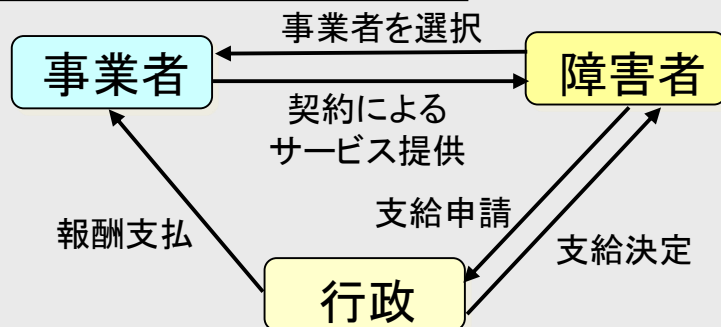
措置制度(～H15)



<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

支援費制度(H15～H18)



<支援費制度>

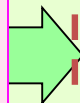
- 障害者の自己決定を尊重 (サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

「平成18年障害者自立支援法」のポイント

障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化



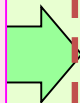
法律による改革

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

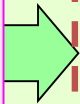


- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

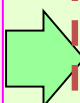


- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

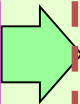


- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

障害者が地域で暮らせる社会に
自立と共生の社会を実現

D

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 { 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 }
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し { 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 }

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

障害者の権利に関する条約（国際連合）

第一条（目的）

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者基本法

第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第四条（差別の禁止）

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
・ より柔軟な配分ルールへの変更による加算の取得促進
・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しに係る 今後の障害者部会のスケジュール(案)

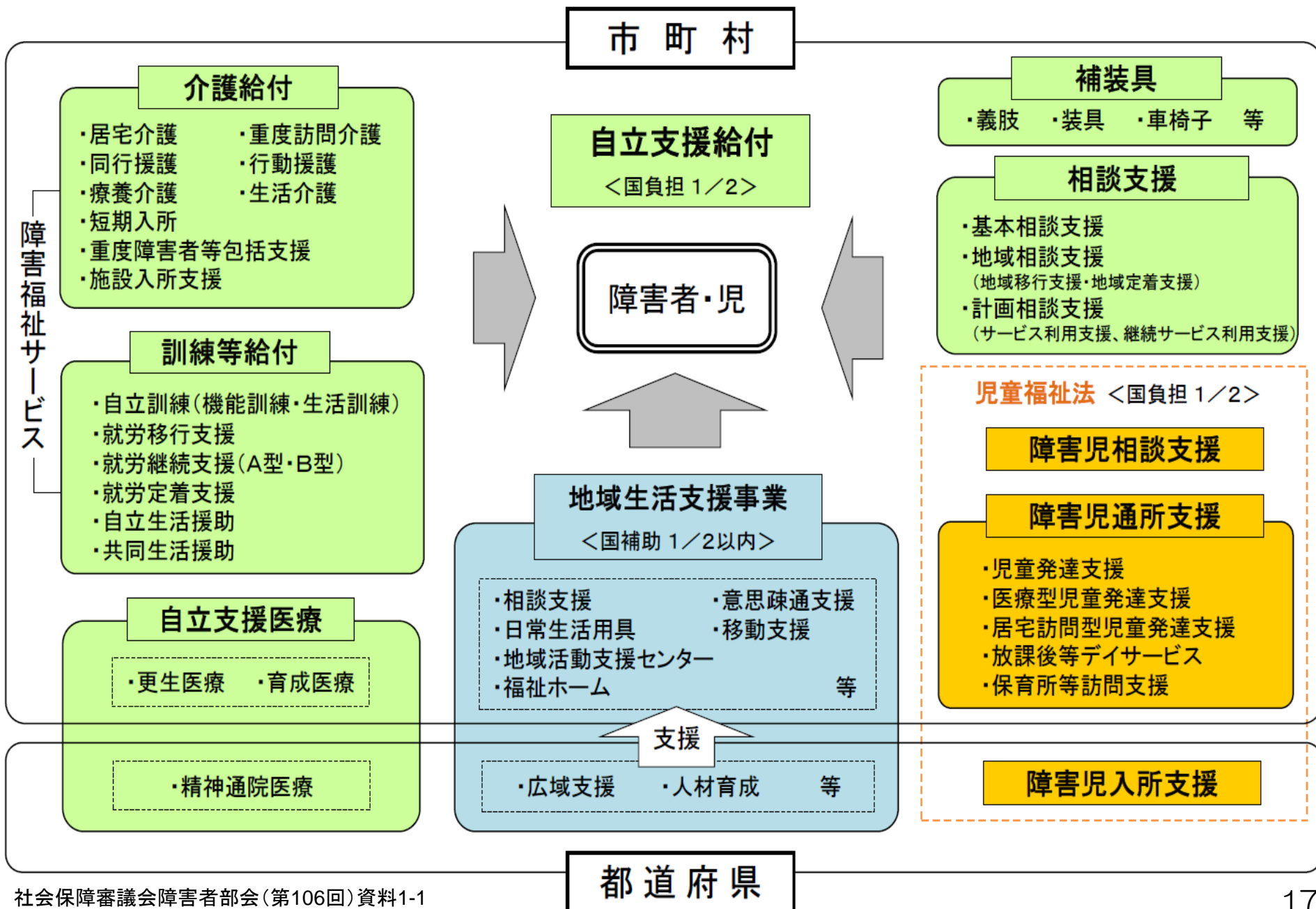
3月19日(本日) 3年後見直しに係るフリートーキング

4月～5月 関係団体ヒアリング(5回程度)

6月～11月 個別論点について議論(月2回程度)

11月～12月 目途 とりまとめ(予定)

障害者総合支援法等における給付・事業



障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ

相談支援事業一般財源化

- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ **障害者相談支援事業開始**（相談支援事業が法律に明記）
- ◆ サービス利用計画作成費

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - **特定相談支援**
 - **一般相談支援**
 - **障害児相談支援 の創設**

2. 札幌市の相談支援事業の歩み

札幌市の相談支援事業の歩み①

H 8年(1996)~

障害児(者)地域療育等
支援施設事業
(主に知的 児童)

H 10年(1998)~

市町村障害者
生活支援事業
(主に身体)

H 13年(2001)~

精神障害者地域生
活支援センター
(主に精神)

H 11年(1999)7月~

障がい者
あんしん相談

H 14年(2002)5月~

障がい者就業・生活
支援センター
(たすく)

H 17年(2005)7月~

北海道圏域障害者
総合相談支援センター

H 17年(2005)11月~

札幌市自閉症・
発達障がい
支援センター
おがる

人口30万人に
2カ所ずつ?

「措置」から『契約』へ
相談2事業が一般財源化!

- 【 国 】 H15(2003)年4月 支援費制度施行
- ★【札幌市】 H16(2004)年2月 札幌市障がい者ケアマネジメント推進協議会
- 【 国 】 H18(2006)年4月 障害者自立支援法施行

H 18年(2006)10月

障がい児等療育支援事業
<出来高>
(B型に委託)

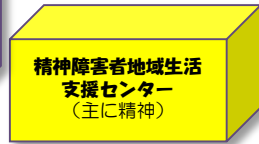
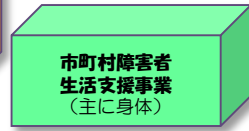
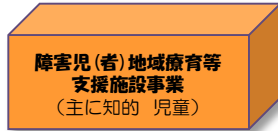


札幌市の相談支援事業の歩み②

H 8 年(1996)～

H 1 0 年(1998)～

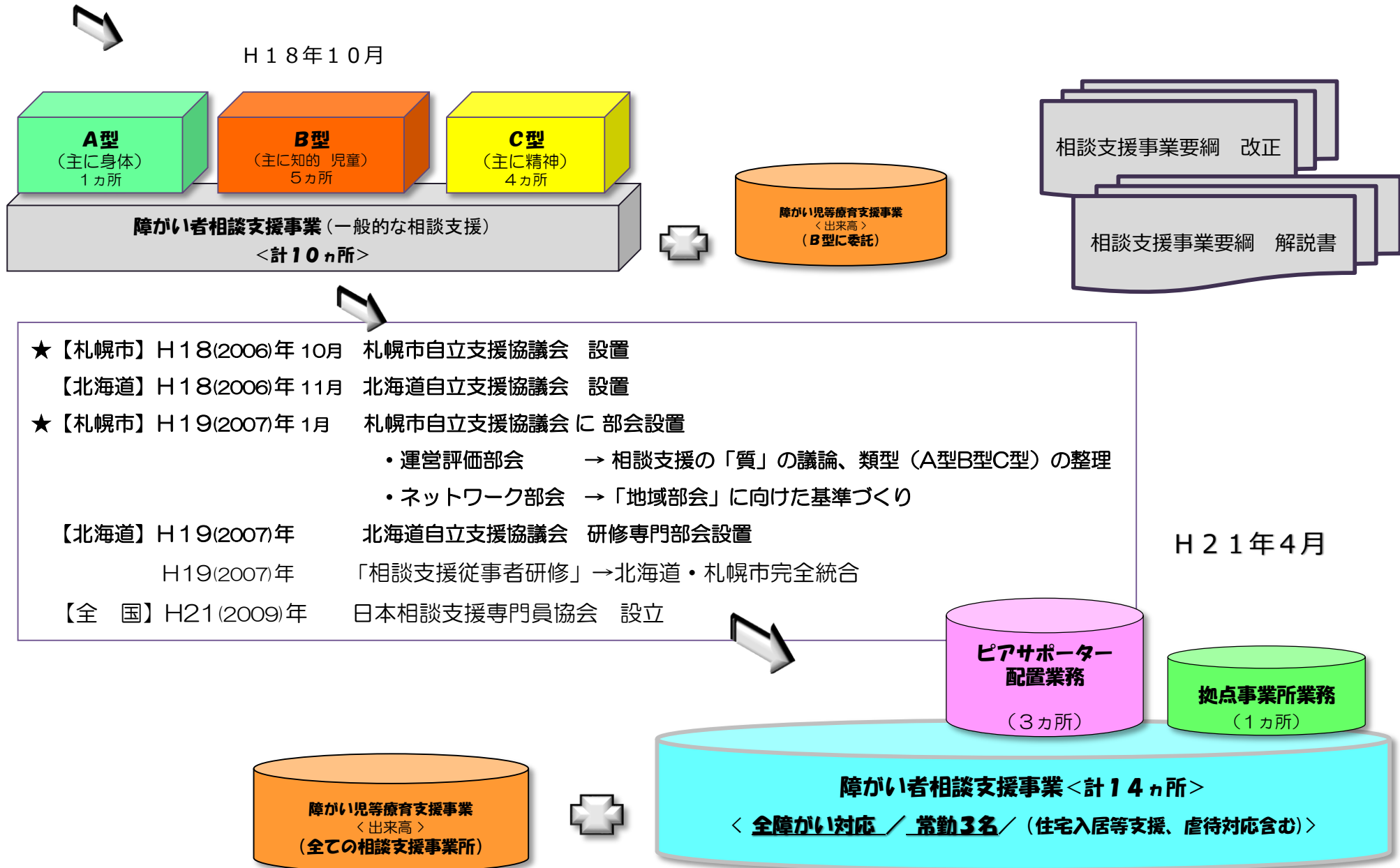
H 1 3 年(2001)～



- | | |
|----------------------|--|
| 【 国 】 H7(1995)年 | 「障害者プラン ～7カ年戦略～」 |
| 【 国 】 H10(1998)年 | 障害者介護等支援専門員(ケアマネジャー)指導者養成研修開始(厚労省/3障害別) |
| H11(1999)年 | 札幌市障害者ケアマネジャー養成研修開始【3障害別】 |
| 【 国 】 H12(2000)年 | 障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会(厚労省/3障害統合) |
| H13(2001)年 | 札幌市障害者ケアマネジメント推進事業【3障害別】(H13～H14年度)→当事者主体 |
| ★【札幌市】 H13(2001)年 | 相談支援事業所が事業ごとに任意に集まりはじめる →療育と身体が合流、その後、3事業が合流
→ケアマネジメント研修の企画、講師などを担当 |
| ★【札幌市】 H13(2001)年 | 札幌市障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会(H15年度まではあまり活発ではない) |
| H14(2002)年 | 札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【3障害別】→演習を当事者主体に修正 |
| 【 国 】 H14(2002)年3月 | 「障害者ケアガイドライン」(厚労省) |
| 【 国 】 H15(2003)年 | 支援費制度→『措置から契約へ』 →「相談支援事業を活用」「ケアマネジメントの手法を活用」
→しかし、療育相談と市町村相談支援事業が <一般財源化> |
| H15(2003)年 | 札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【障害2分野に統合】→知的+身体、精神 |
| ★【札幌市】 H16(2004)年 2月 | 札幌市障がい者ケアマネジメント推進協議会(～H18年3月/体制整備検討、ケアマネ研修企画等) |
| H16(2004)年 | 札幌市障がい者ケアマネジメント従事者→3障害統合
→「基礎研修」「応用研修」開始 |
| ★【札幌市】 H17(2005)年 1月 | 任意の集まりが「相談支援事業連絡会議」として障がい福祉課就業生活支援担当係長名で招集(2ヶ月に1回) |
| 【 国 】 H18(2006)年 | 障害者自立支援法施行 → 『相談支援専門員』 |
| H18(2006)年 | 相談支援従事者研修を北海道主催として再整理→北海道と札幌市で部分的に企画を統合(講義部分2日のみ) |



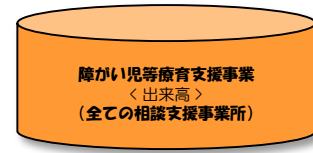
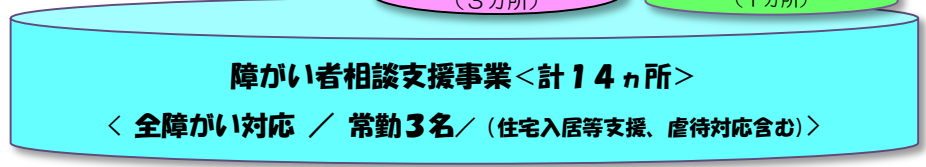
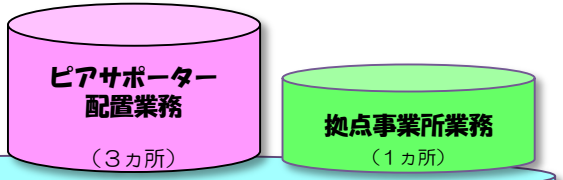
札幌市の相談支援事業の歩み③



札幌市の相談支援事業の歩み④



H21年4月



相談員の困りごと集約
相談ケース、相談スキル・知識、
支援者・機関・資源・制度、職場環境

札幌市との移動支援
に関する意見交換

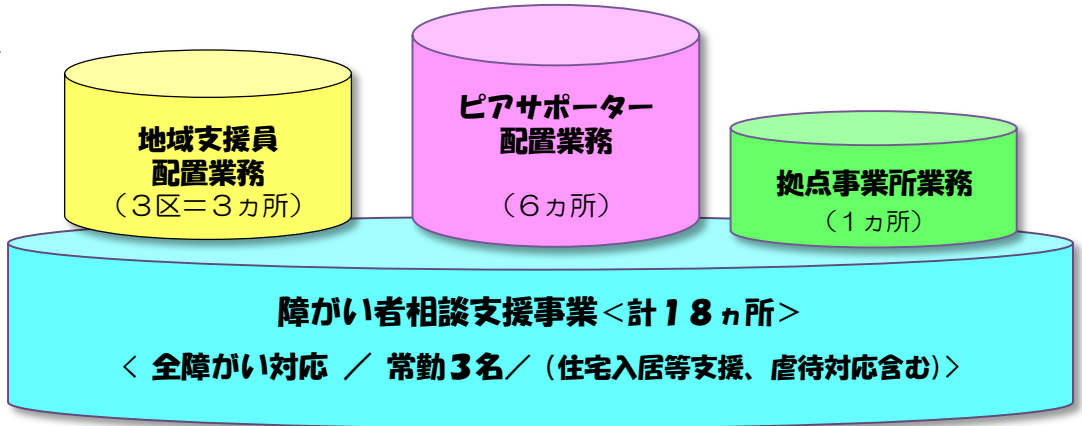
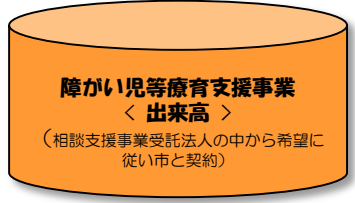
「障がい福祉関連計
画」に関する要望書

移動支援ガイドライン改訂
(通学利用)



- 【国】H22(2010)年12月 障害者自立支援法改正(つなぎ法・整備法)
- ★【札幌市】H23(2011)年2月 札幌市自立支援協議会に『相談支援部会』設置
- 【国】H23(2011)年8月 障害者基本法一部改正
- 【国】H24(2012)年6月 障害者総合支援法改正
- 【国】H24(2012)年10月 障害者虐待防止法施行
- ★【札幌市】H24(2012)年2月～ 相談支援部会「基幹相談支援センターあり方検討会」

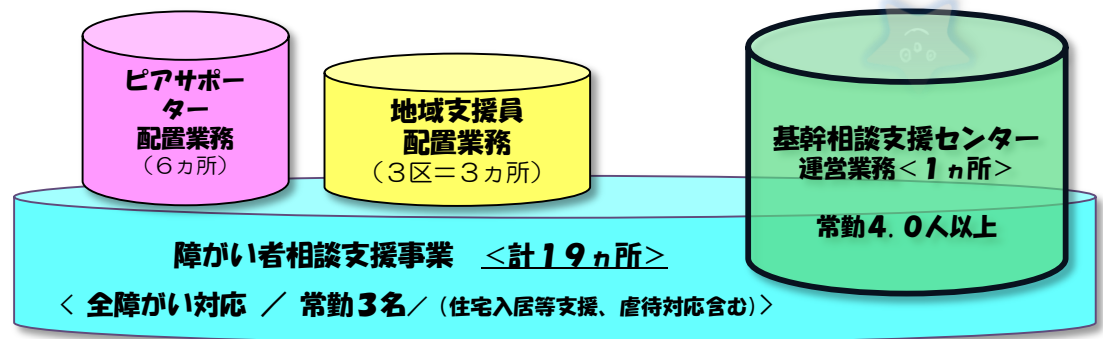
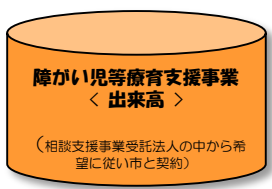
H25年4月



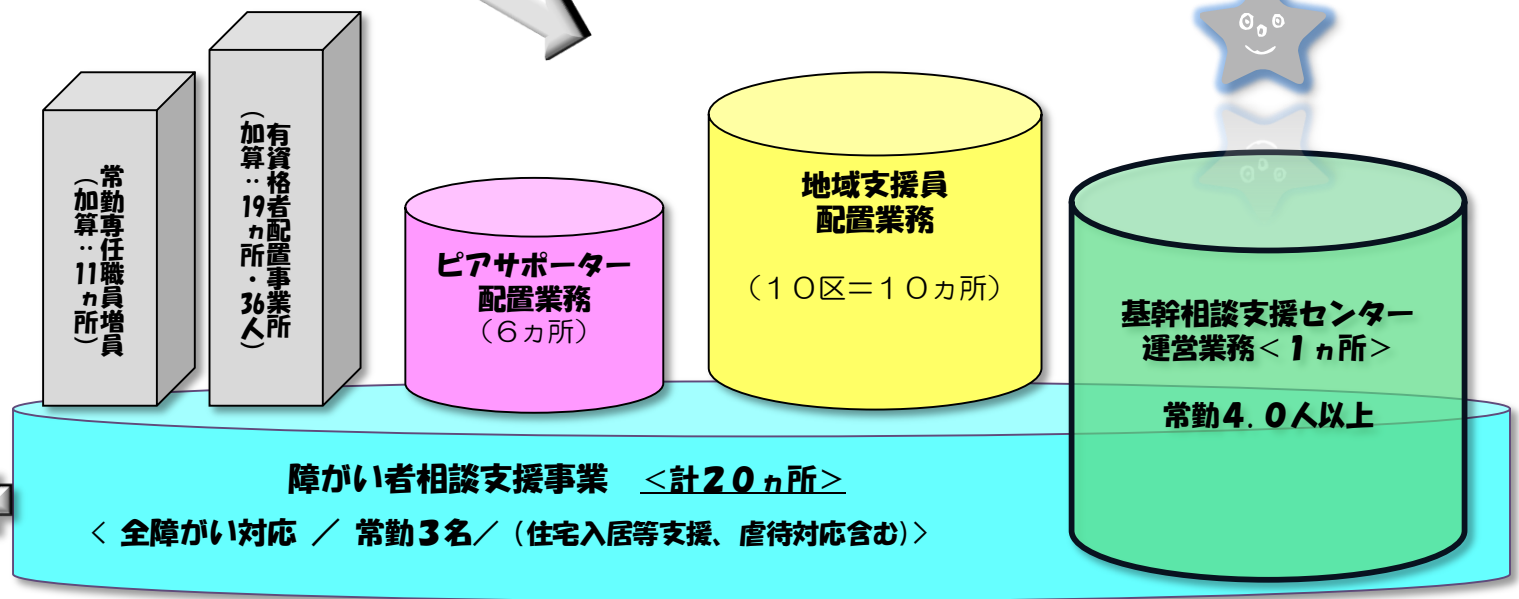
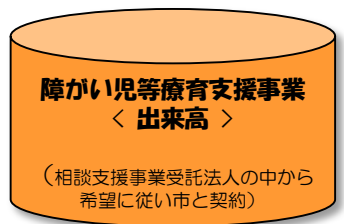
札幌市の相談支援事業の歩み⑤

H25年7月から

「さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール」



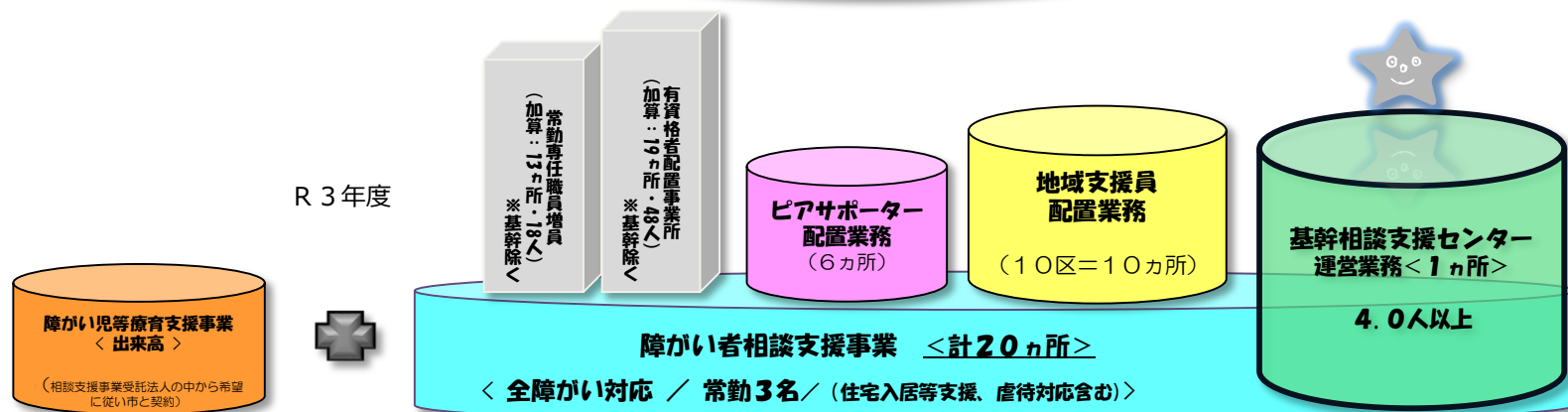
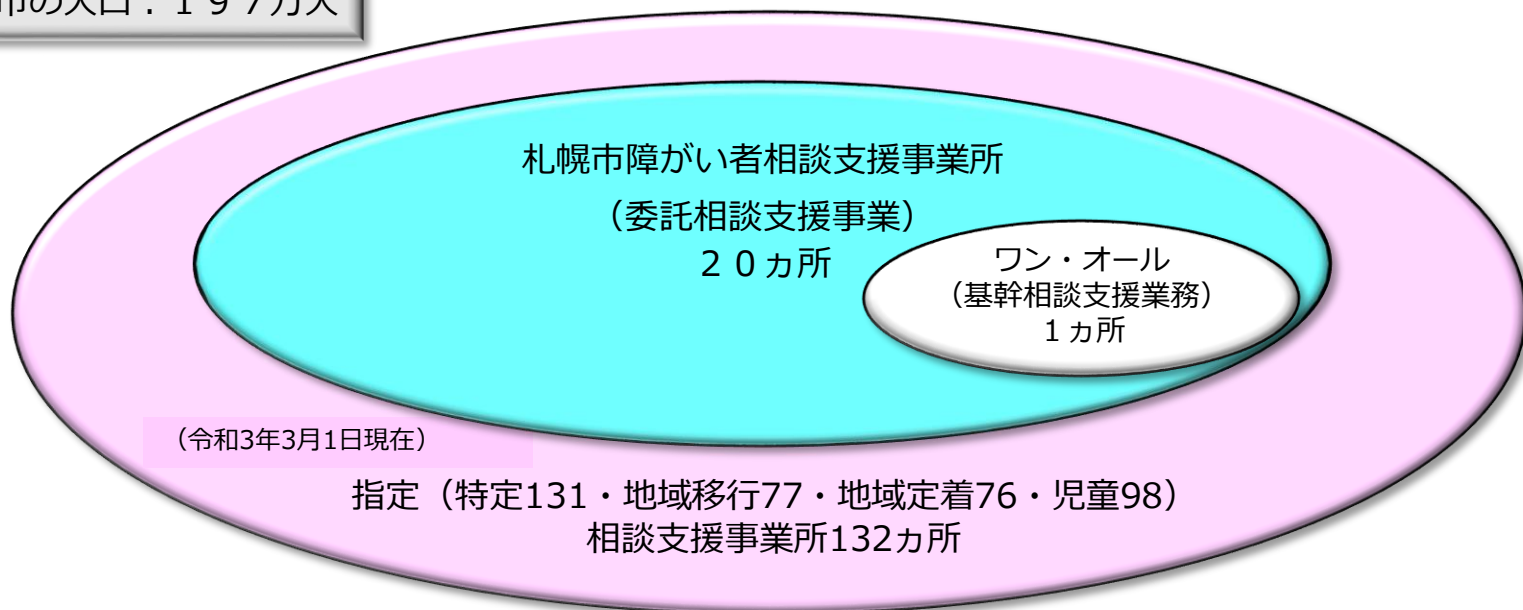
H27年10月から



札幌市の相談支援事業の体制

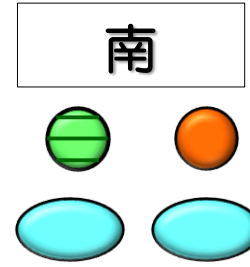
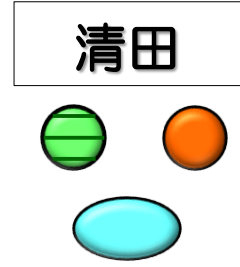
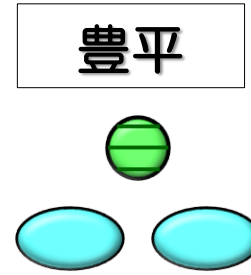
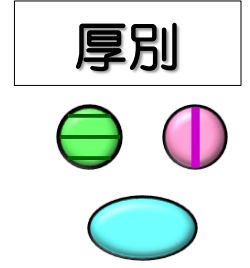
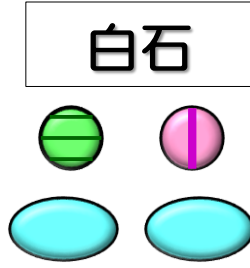
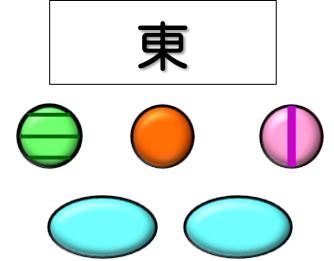
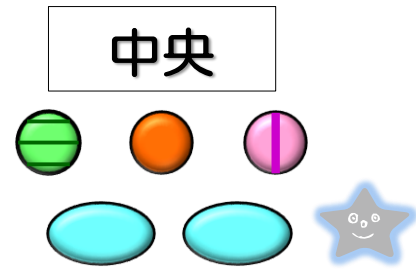
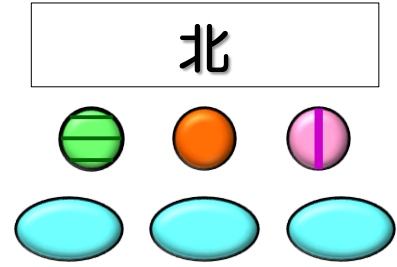
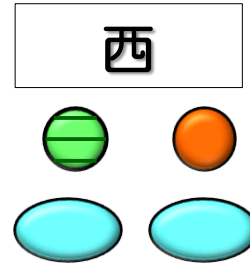
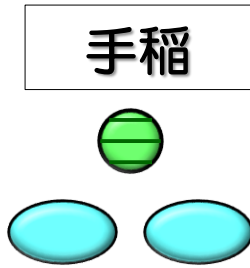
～ 指定相談支援・委託相談支援・基幹相談支援～






札幌市の人口：197万人



札幌市の相談支援事業の歩み⑥

H27年4月から



-  障がい者相談支援事業所：20カ所
-  (内 基幹相談支援センター：1カ所)
-  地域支援員：10カ所
-  ピアサポーター配置事業所：6カ所
-  障がい児等療育支援事業：5カ所

	項目	委託料
札幌市障がい者相談支援事業 (年間委託料)	基本 (指定管理者による運営、基幹相談支援センターの場合は対象外)	13,898,000 円
	ピアサポーター配置事業所	3,176,000 円
	地域支援員配置事業所	3,682,000 円
	常勤専任職員増員(一人につき)	4,012,000 円
	基幹相談支援センター	20,363,000 円
	有資格者配置事業所(一人につき)	296,000 円

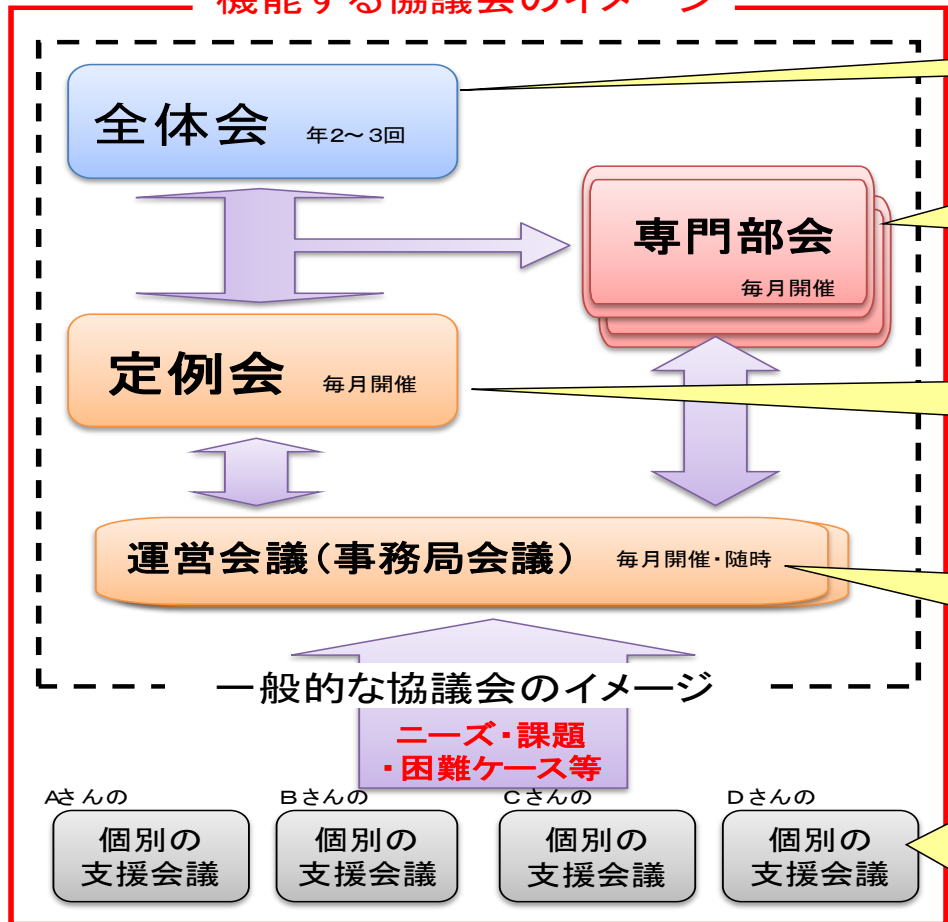
3 . 札幌市の協議会の歩みと組織

(自立支援) 協議会の活性化に向けて

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行））

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ



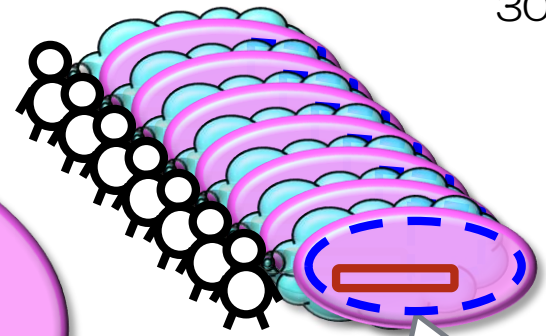
- ポイント5**
* 全体会において地域全体で確認
- ポイント4**
* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案
- ポイント3**
* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)
- ポイント2**
* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)
- ポイント1**
* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

Aさんの夢、希望

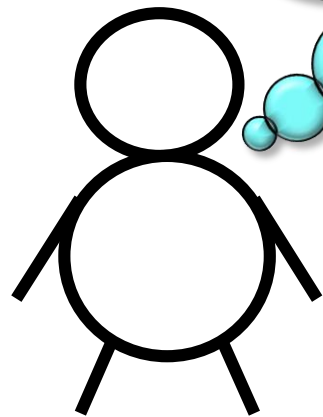
本人中心 支援計画

すぐに
できること

すぐには難しいこと



Bさん、Cさん、
Dさん・・・の
ケースからも、協
議会に課題や、本
人中心支援計画が
持ち込まれる



相談支援会議

- ・サービス担当者会議
- ・ケア会議

1

夢や希望の想
いに応える術が、
インフォーマル
もフォーマルも
含めて見当たら
ないという課題

課題

2

守秘義務が守
れるメンバーが
構成員となる

本人中心支援計画が集まる部会 (サービス等利用計画等検証部会)

- ・地域課題の抽出
- ・サービス等利用計画の検証
- ・本人中心になっている
- ・利益誘導されていない 等

整理

3

地域課題解決のための手立て

- ・部会の設置

協議会

成果

地域の支援
体制の整備

4

- ・プロジェクト
- ・研修
- ・障害福祉計画に反映 等

「公的な協議会」として
承認・合意形成を図りながら

ケアマネジメントの サイクル

“出会い”

“見立て”

“手立て”

“手立ての合意実行”

“振り返り”



相談

⑦終了

①ケアマネジメント希望の確認

(再アセスメント)

②アセスメント

③ケア計画の作成

繰り返し
行われる

⑥評価

⑤モニタリング

④ケア計画の実施

“手立ての
見直し”

集約

- インフォーマルな支援
- フォーマルな支援
- 利用者のエンパワメント



新たな社会資源

社会資源の改善および開発

- 地域の社会資源の把握
- 地域の社会資源の連携づくり
- 障がい者、障がい者団体への働きかけ
- 地域、地域住民への働きかけ
- 行政機関などへの働きかけ

「地域課題」の解決の仕方

協議会

- 区毎や領域毎
⇒地域部会や専門部会
- 市域
⇒市域の協議会や
有期限のプロジェクトチーム



- 直接
⇒地域に働きかける

- 要望や陳情
⇒窓口で
議員さんに

平成18年当初の 札幌市地域自立支援協議会

全体会

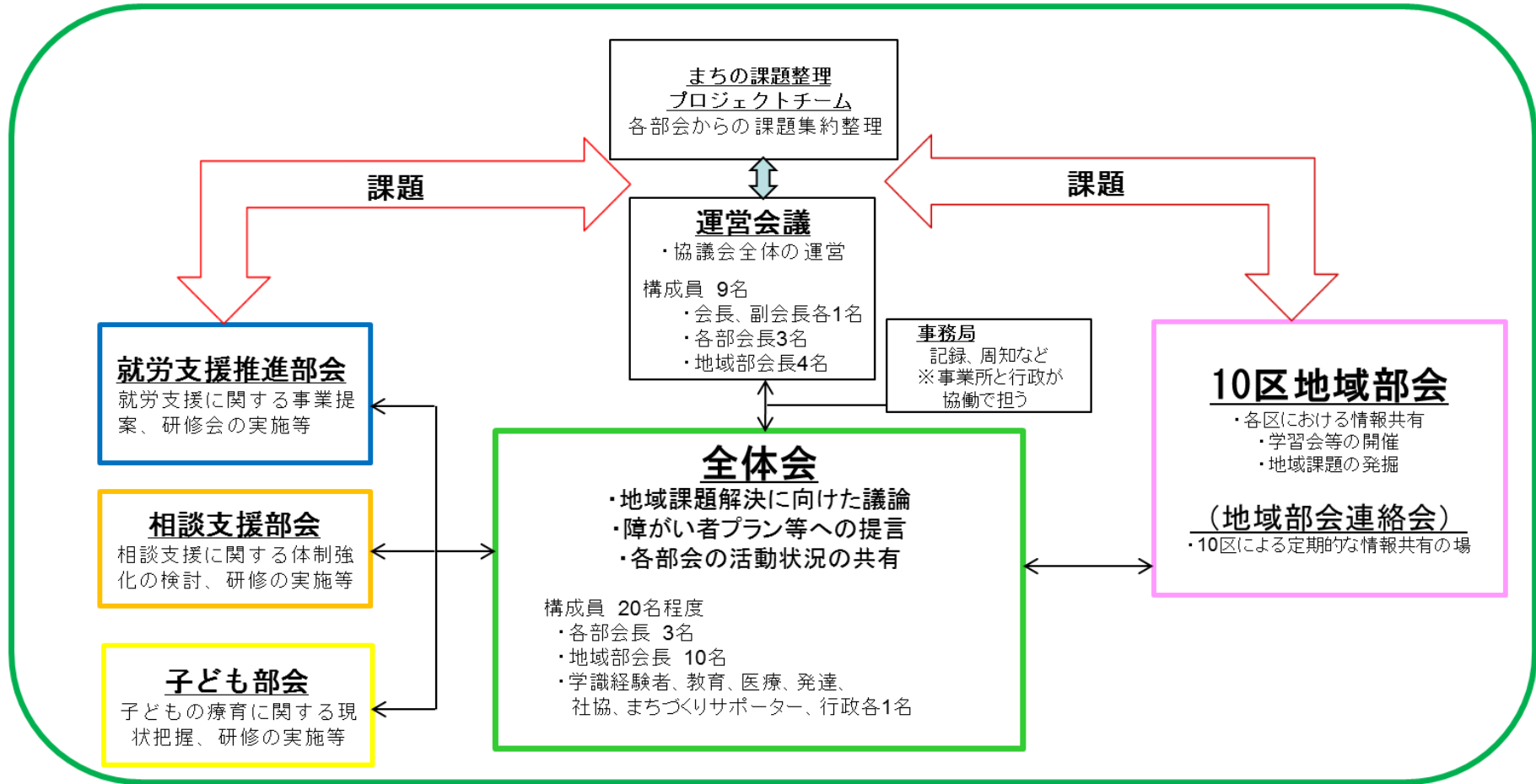
ネットワーク部会

運営評価部会

- 委託の相談支援事業所の運営評価
- 種類の整理（A型B型C型）

- 『札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック』作成
- 地域部会設置に向けて

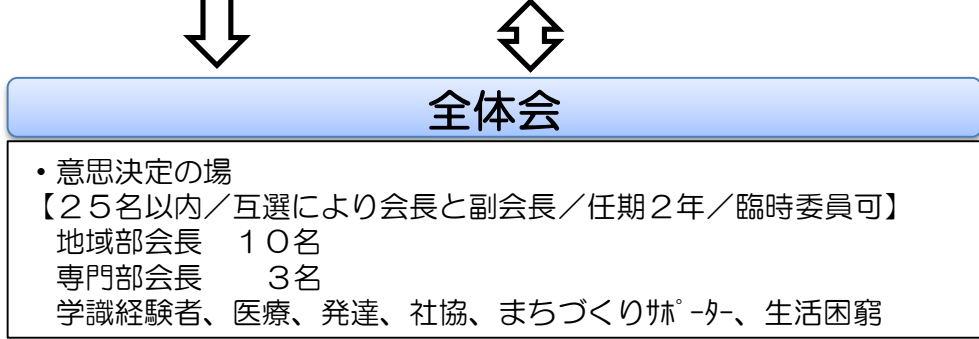
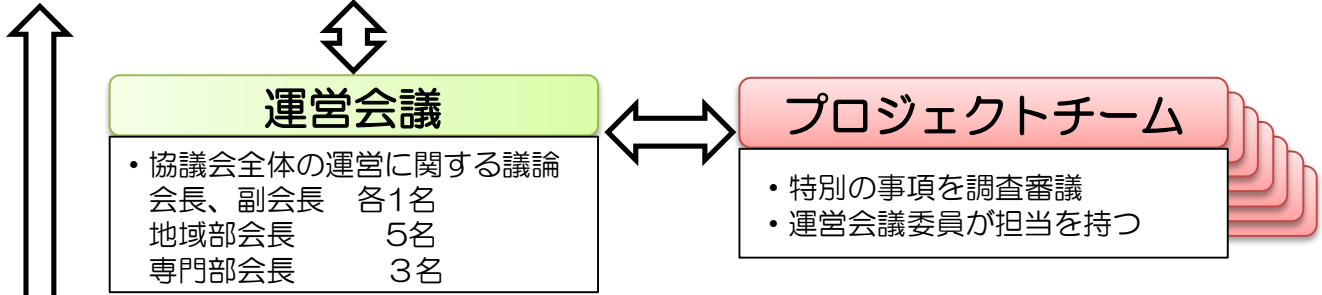
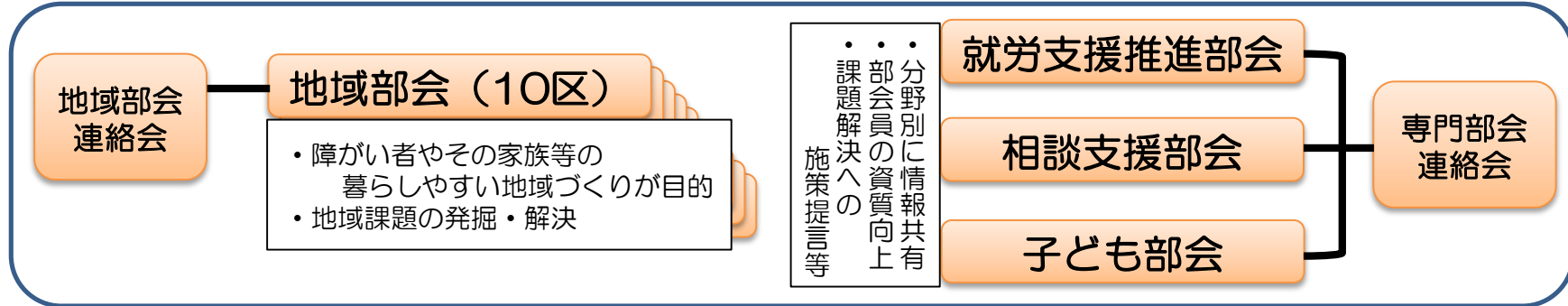
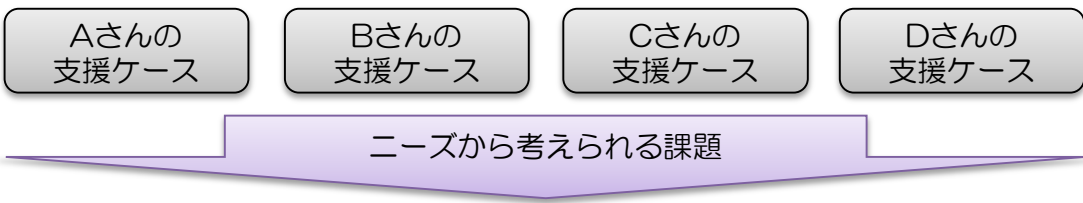
その後の 札幌市自立支援協議会の組織図



提言・連携

さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等

札幌市自立支援協議会組織図 (平成30年1月24日)



協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。
【札幌市自立支援協議会設置要綱 第1条の2】

札幌市自立支援協議会設置要綱では

趣旨	要綱
地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。	第1条の2

組織	役割	要綱	構成員
全体会	意思決定の場	第6条の2	25名以内 <ul style="list-style-type: none"> ・専門部会長 3名 ・地域部会長 10名 ・学識経験者、医療、発達、社協、まちづくりリーダー、生活困窮、教育、高齢、難病 各1名
運営会議	協議会全体の運営に関する議論	第6条の3	10名 <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長 各1名 ・専門部会長 3名 ・地域部会長 5名
部会	地域部会	障がい者やその家族等の暮らしやすい地域づくり 地域課題の発掘・解決	障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。
	専門部会	分野別に情報共有 部会員の資質向上 施策提言等	
プロジェクトチーム	特別の事項を調査審議	第7条の6	
事務局	協議会の庶務	第10条	障がい福祉課と相談支援事業所等

札幌市の協議会に「地域部会」という 「サブ協議会」ができたのは

- 190万都市札幌に「協議会」が1つあっても、地域で生活する一人ひとりの人の顔は見えない
- 協議会の役割を地域毎に
- 中学校区≒連合町内会単位に？
- 結局事務局体制を考えて、区単位に
- 先行区（東区・白石区）から順に設置

⇒地域部会は区毎の協議会

“部会” という名前に惑わされないで…

「東区地域課題報告書」 実例 1

過去の資料を元に加工

東区部会に寄せられた相談、声		課題の抽出			⑥優先度			⑦実施主体		課題の進捗状況	
①事例、問題提起、困りごと…	②相談者	③個別ニーズ・部会の意見等	④課題の設定	⑤類型	重要度	緊急度	取組効果	協議会	部会	⑧取組提案	⑨経過・結果
1 発達障がいの利用者が増えており、職員に専門的知識が乏しく研修の場が必要。		年々ヘルパーの技量の低下、専門的知識の不足、福祉の気持ちの欠如が見られる	人材の確保・スキルの向上		★ ★ ★	★ ☆ ☆	★ ★ ☆	○	○	・課題別PTを設置。研修会の具体的な実施内容について検討する。	・PTで検討 ・地域部会主催で、ヘルパー対象の研修会を開催

相談支援事業所の相談事案等

地域課題の抽出

部会の評価Ⅰ

部会の評価Ⅱ

※ PT=プロジェクトチーム

「東区地域課題報告書」 実例 2

過去の資料を元に加工

東区部会に寄せられた相談、声		課題の抽出			⑥優先度		⑦実施主体		課題の進捗状況		
①事例、問題提起、困りごと…	②相談者	③個別ニーズ・部会の意見等	④課題の設定	⑤類型	重要度	緊急度	取組効果	協議会	部会	⑧取組提案	⑨経過・結果
1 1	学校内の移動を支援してくれるボランティアが見つからない。	学校生活を送るための環境整備が不足 移動ができないという理由で十分に学校教育が受けられない	学校内での移動の自由を確保		★ ★ ☆	★ ★ ☆	★ ★ ☆	○		学びのサポーター活用拡大を	身体介助を専門に行なう介助アシスタントを新設

相談支援事業所の相談事案等

地域課題の抽出

部会の評価Ⅰ

部会の評価Ⅱ

定例会（中央区地域部会）

共催イベントで
協議会の周知にも

定例会の基本形の流れ（2時間）

前半：まなびば （数十名の参加者）

- ・ 私の、とある一日
- ・ 障害者差別解消法
- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 相談支援の現状と課題
- ・ 障がい・疾病の理解
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 介護保険制度
- ・ 支援学校について
- ・ さっぽろ障がい者プラン
- ・ 市営住宅について
- ・ 保護観察所
- ・ 住まい探し
- ・ 消費者金融 ……

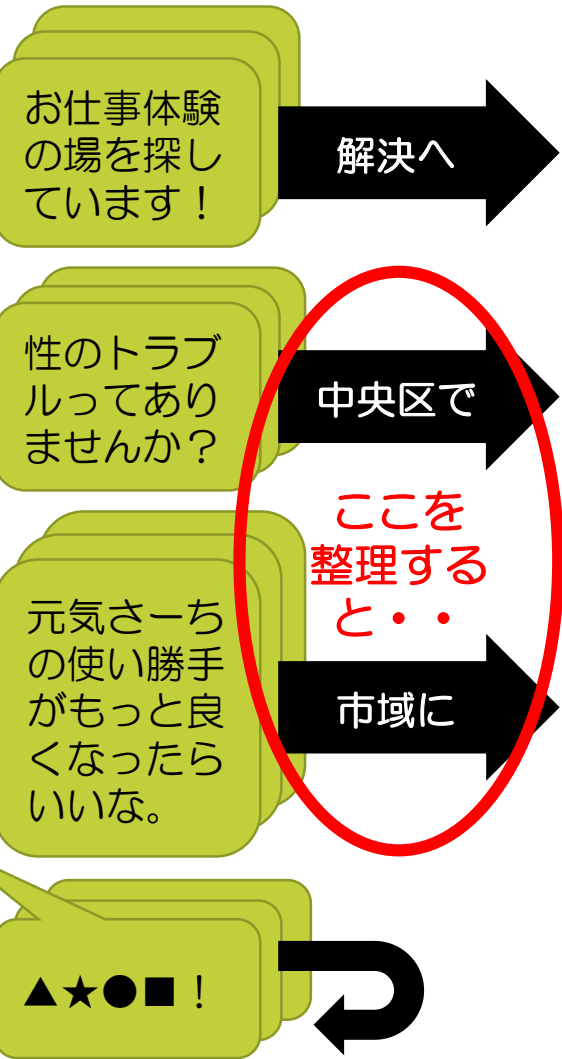
- ・ 色々な人が集まる
- ・ 講師のその後の参加も

後半：しゃべりば （6～7名のグループ）

- ・ こんなとき、他の事業所はどうしているの？
- ・ こういうことって、他の人はどう考えるんだろう？

・ セミオートマチック課題整理システム

- ・ 地域課題への気づき
- ・ 共有の為に事務局メンバーが各Gの記録係



〈紙〉の工夫 と 〈場〉の工夫

紙面で提出（例：東区地域部会）	場で発信（例：中央区地域部会）
タイミング自由	タイミング限定
紙面の作成が必要	場への参加が必要
集まりにくい？	集まりやすい？
提出者限定？	提出者誰でも？
収集・検討の役割が必要	記録・整理の役割が必要
主語を指定しやすい	主語を指定しにくい

協議会が扱う「地域課題」の主語は？



支援者の困りごと
(あったらいいな)



Aさんの困りごと
(あったらいいな)

「相談支援部会」の目的

本会は、札幌市地域自立支援協議会（以下「全体会」という。）の中の相談支援に係る専門組織として、

「障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」（札幌市障がい者相談支援事業実施要綱）の推進、

その他相談支援事業の推進に資することを目的とする。

「相談支援部会」の人

構成員	札幌市障がい者相談支援事業を実施する機関
部会長	定例会の互選／任期は一年／再任を妨げない
副部会長	定例会の互選／任期は一年／再任を妨げない
エリア会議代表	各エリア会議の互選／任期は一年／再任を妨げない 東区・北区エリア 中央区・西区・手稲エリア 白石区・厚別区・清田区エリア 南区・豊平区エリア
オブザーバー	構成員の総意／関係機関等を部会に加えることができる 障がい者あんしん相談 札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる (障がい者相談支援センター夢民) (札幌障がい者就業・生活支援センターたすく) (就業・生活応援プラザとねっと) (就業・生活相談室からびな) (就業・生活相談室テラス) (就業・生活相談室しんさっぽろ)
事務局	札幌市基幹相談支援センターに置く 諸会議の連絡、報告、調整、その他本会に必要な庶務

「相談支援部会」の活動

(1) 障がい当事者の権利擁護、地域支援体制の推進に関する活動

(2) 障がい当事者、関係機関、一般市民等への相談支援事業の周知に関する活動

(3) 相談支援事業実施機関及び関係機関の連携強化に関する活動

(4) 相談支援事業実施機関及び従事する職員の資質向上に関する活動

(5) 相談支援に関する施策等の提言

(6) その他、目的達成に必要な活動

「相談支援部会」の会議など

全体会	相談支援事業実施機関、従事する職員が一同に会し、必要な情報交換等を行う。
定例会	相談支援事業実施機関実務者が一同に会し、本会の活動に必要な協議及び決定を行う。
管理者会議	法人の事業運営に携わる職員が出席し、札幌市等からの提案をもとに人員配置や運営費等の協議を行う。
プロジェクトチーム	定例会で確認されたテーマごとに、その都度編成し必要な事業にあたる。 ⇒ 地域支援員会議 目安検討チーム
エリア会議	市内を4つのエリアに分け、エリア毎に会議を設け、本会の活動に必要な協議を行う。
事務局会議	部会長、副部会長、各エリア会議の代表、事務局、札幌市障がい福祉課で構成し、決められた事業の推進及び全体の調整にあたる。

相談支援部会 各会議スケジュール (令和3年度予定)

	①事務局会議 (エリア会議前)	②エリア会議 (それぞれの エリアで開催)	③事務局会議 (定例会前)	④定例会	目安検討 チーム
5月		◆			第1回
6月				◆第1回	定例会報告
7月					第2回
8月	●				
9月		●			第3回
10月				●第2回	定例会報告
11月	※				第4回
12月					
1月		※			第5回
2月				※第3回	定例会報告
3月	◎				
4月		◎			

『「課題調べ」「課題報告・共有」』シート (相談支援部会)

◆「課題調べ」「課題報告・共有」シート

- ①地域課題抽出を目的に、個別のニーズに応える術が現状では見当たらない「すぐには難しい」こと、
または、
②相談支援の技術向上等を目的に、相談支援活動の中で直面している『相談員の困りごと』
③事業所内で区役所等へ確認し解決しているが、相談支援部会全体で共有した方がよいこと、
④指定と委託の意見交換会やエリア会議で報告・共有されたこと、
を記入してください。(シート1枚に1事例を記入)

〔このシートの内容について〕

- 上記① 上記② 上記③ 上記④ その他 (該当項目に☑)

〔このシートの地域部会への報告〕

- 地域部会にあげる 地域部会にあげない (該当項目に☑)

〔タイトル〕

※ 簡潔に要点の分かるタイトルを記載してください。

〔タイトルのカテゴリ (該当項目に☑)〕

- | | |
|------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 移動 | <input type="checkbox"/> 育児 |
| <input type="checkbox"/> 行政の仕組み | <input type="checkbox"/> 災害 |
| <input type="checkbox"/> 身体・知的重複障害 | <input type="checkbox"/> 介護保険への移行 |
| <input type="checkbox"/> 相談支援体制 | <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業・成年後見制度 |
| <input type="checkbox"/> 支援技法・障害特性 | <input type="checkbox"/> 社会資源 |
| <input type="checkbox"/> 教育 | <input type="checkbox"/> 労働 |
| <input type="checkbox"/> 住まい | <input type="checkbox"/> 情報保障 |
| <input type="checkbox"/> 医療 | <input type="checkbox"/> 制度(国域・市域) 【 】 |
| | <input type="checkbox"/> その他 |

〔それを感じた事例の概要〕

※年齢、性別、障がい名を先に記載してください。

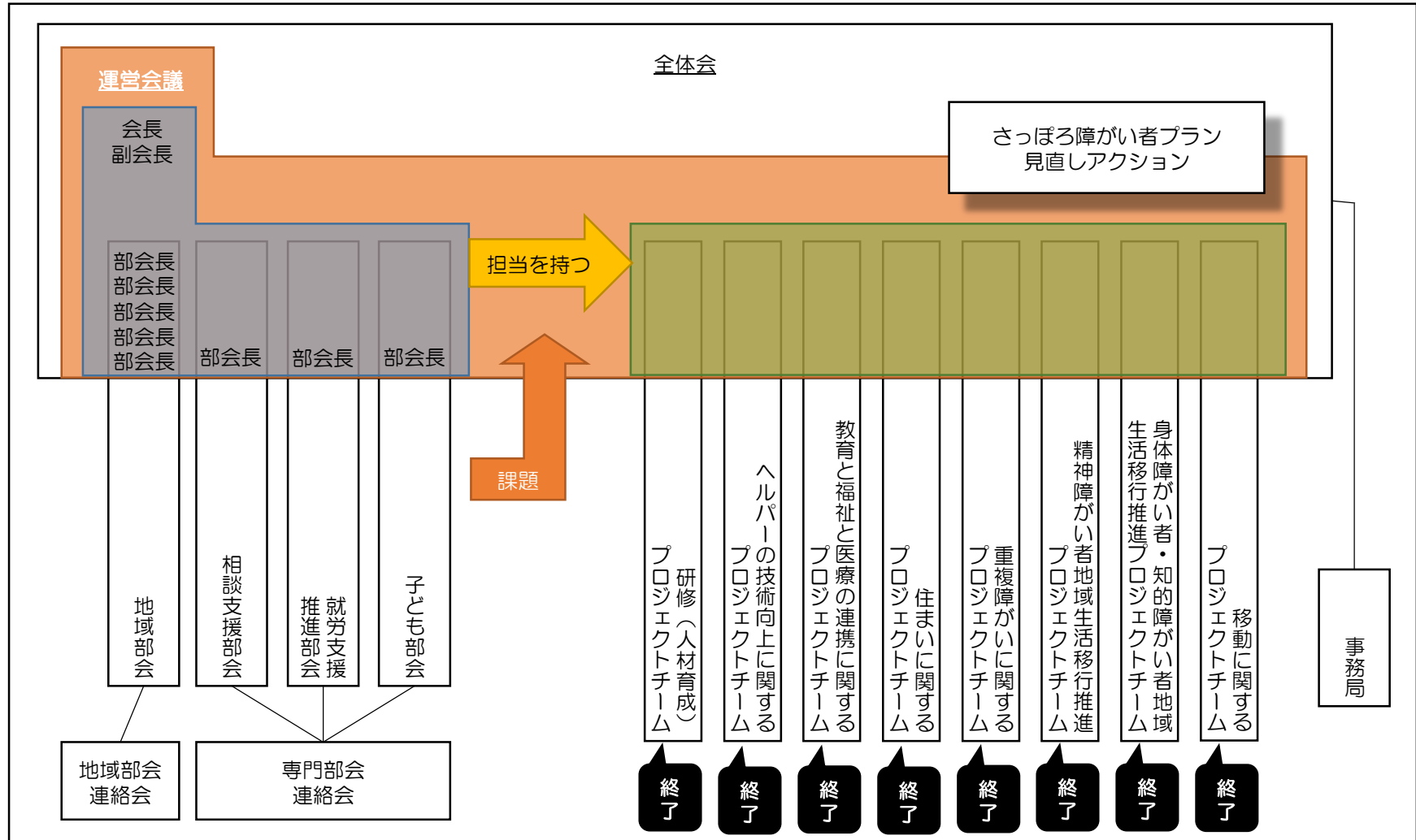
〔考えられる解決策〕

該当項目に☑(複数可)の上、具体的な解決策を記入

- 制度に関する解決策
 制度外を含めた資源の有効活用による解決策
 研修や事例検討の実施等、相談支援の技術等向上による解決策
 その他の解決策

札幌市自立支援協議会とプロジェクトチームの関係図

(令和元年5月21日（PTの終結状況は令和3年6月11日時点）)



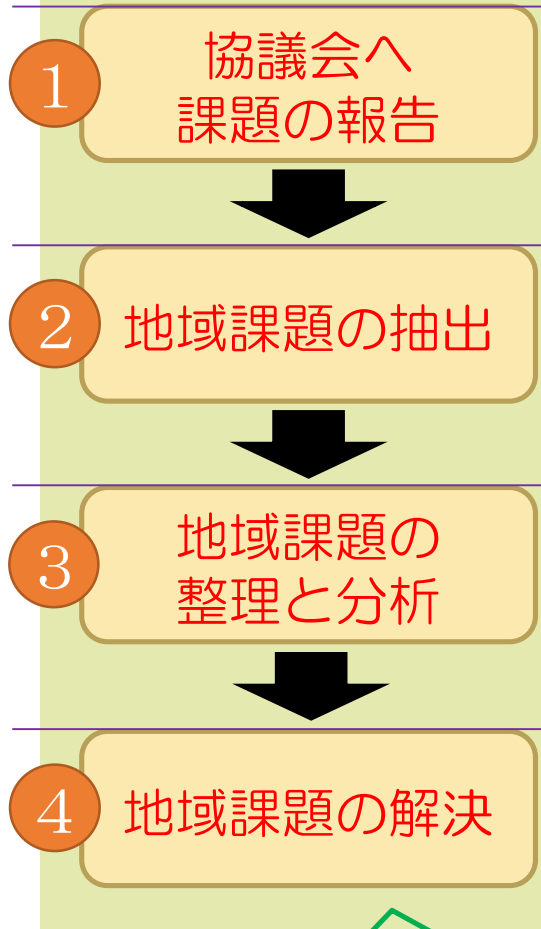
提言・連携

さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理 50

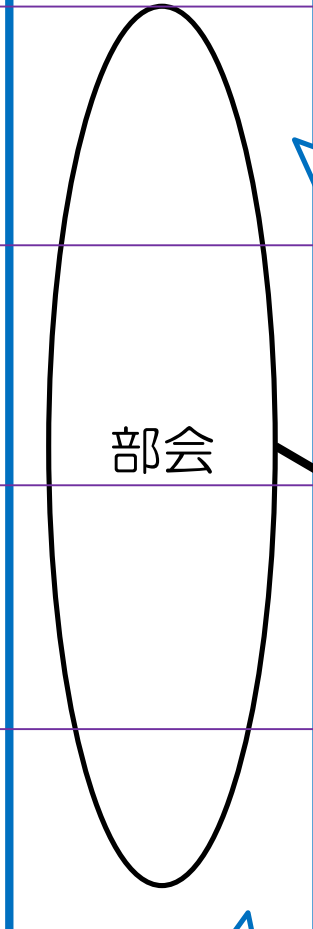
(令和2年1月29日)

協議会のプロセス



プロセスを実行する過程で、おのずと果たされる「6つの機能」がある
↓
情報・調整・開発・教育・権利擁護・評価

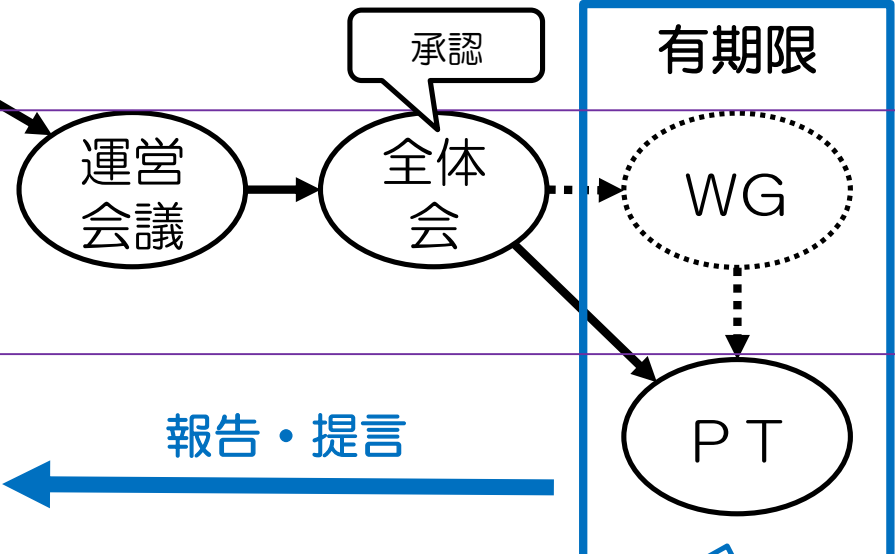
継続的



- ・複数同時進行
- ・繰り返し

札幌市全体の事業所を代表する部会長・副部会長・事務局となりうる事業所が複数あり、障がい福祉課が部会運営を任せることが可能と認めることが部会化の必要条件である。

- 現に各専門部会の事務局会議は、委託相談、ナカボツ、療育支援事業等の札幌市から委託を受けている事業所が複数存在することで、全市的・中立的なネットワーク構築の役割を果たしており、札幌市が関わりながらも自主的な運営が可能になっている。
- 専門部会は、札幌市自立支援協議会設置要綱に基づいて設置するもので、要綱改正も検討しなければならないことから、協議会内の議論で設置できるプロジェクトチームとは異なり、札幌市が行政推進上必要と認めることが必要である。



報告・提言

- ・「要望・陳情」と「提言・提案」を切り分ける
- ・さっぽろ障がい者プランとの関係の意識も
※スライド32参照

「課題整理シート」

No.	事例、問題提起、困りごと <small>じれい もんだいていき こま</small>	課題 <small>かだい</small>	運営会議としての見解 <small>うんえいかいぎ けんかい</small>	結果 <small>けっか</small>
例 <small>れい</small>	誰が何を困っているのか？ <small>だれ なに こま</small> ○○が○○ ○○という事例 <small>じれい</small>	○○という課題がある <small>かだい</small> ○○が必要 <small>ひつよう</small>	誰が <small>だれ</small> 何を <small>なに</small> いつ <small>いつ</small> どのように <small>どのように</small>	運営会議の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 <small>うんえいかいぎ けんかい う けっか</small> <small>か ぶかい けっか</small> <small>ぎょうぎかい ぎろん けっか</small> <small>きさい ぜんたい きょうゆう</small>

「課題整理状況一覧」

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が何をいつどのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
1 (H24)	ヘルパーの知識や技量について。 ・発達障がい知識 ・技量のラインが年々低くなっている ・そもそも養成する研修の場が少ない。 ・現場での人材不足が深刻。（東区1）	●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。 ●良質な人材の確保につながる施策を検討する。 ●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。	【課題整理済】 札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に開しての研修を行う。 そのために、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようになっているのかを知る必要があるため、まずはヘルパーにアンケートを取り、（1）実際に研修が必要だと思うか、（2）研修が必要であるとすればどのような研修が良いか、（3）研修に参加するとすると時間帯は、（4）どのような環境であれば研修に参加しやすいのかを分析し、アンケート集約結果を参考に研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役になってもらってそのまとめ役（事業所等）が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作っていた。それができた時点で協議会の担当者はパトタッチして協議会としての役割を終える。 ⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行った（25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼） ⇒東区内の取り組みは東区地域部会にて引き続き実施予定。市域の取り組みについては関係団体等に依頼中。	【東区との意見交換結果】 ・研修の継続が必要 ・ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか？当事者の声も必要。東区の研修開催も中心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の8～9割は高齢が対象。 ・ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市くらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となっているか？ ⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。 ・移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。 ・良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があってもよい。ヘルパーのアベンジャーズを。 第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム設置承認	主：支援技法。障害特性

⇒札幌市自立支援協議会年間活動報告書と検索すると、すべての課題が掲載された報告書があります。

運営会議でのカテゴリ (2021/6時点)

◎報告された110の課題を17のカテゴリに分類

- 1 支援技法・障害特性 ⇒ ヘルパーの技術向上に関するPT (令和2年9月終了)
 - 2 教育 ⇒ 教育と福祉と医療の連携に関するPT (H29年度末終了)
 - 3 住まい ⇒ 住まいに関するPT (令和2年度末終了)
 - 4 移動 ⇒ 移動に関するPT (令和2年9月終了)
 - 5 行政の仕組み ~ 地域部会へ、行政との連携企画を毎年度開催依頼
 - 6 身体と知的の重複障がい ⇒ 重複障がいに関するPT (令和元年9月終了)
 - 7 相談支援 ~ 相談支援部会での検討を一旦終了
 - 8 医療
 - 9 育児
 - 10 災害 ~ 地域部会で、それぞれの進捗にあわせて継続的に活動
 - 11 介護保険への移行
 - 12 日常生活自立支援事業・成年後見制度
 - 13 社会資源
 - 14 労働
 - 15 情報保障
 - 16 制度 (市域)
 - 17 制度 (国域)
- } 今後の検討課題
- 他にも

 - ⇒ 精神障がい者
地域生活移行推進PT【α】
(H29年度末終了)
 - ⇒ 身体障がい者・知的障がい者
地域生活移行推進PT【α】
(令和2年度末終了)
 - ⇒ 研修PT (H30年度末終了)

これまでの札幌市自立支援協議会の成果として

市域協議会 (全体会・PT・専門部会)	区域協議会 (地域部会)
<p><u>制度的な課題を取扱うことが多いかも</u></p>	<p><u>制度以外の課題を取扱うことが多いかも</u></p>
<p>地域部会 『札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック』 『札幌市こども発達支援ガイドブック』 放課後等デイサービスの参観日 委託改革推進の取組み（自区の相談等） 札幌市障がい者相談支援事業増員 性的虐待を受けた障がい者への初期対応研修 『さっぽろ障がい者プラン』見直しアクション 地域生活支援拠点と報告された課題の検討 事業所バリアフリーアンケート結果公表 事業者指定の際に協議会の説明資料同封 障がい福祉施策によるホームヘルプサービスの上乗せ 市営住宅申込資格の変更 移動支援事業対象者要件拡大（肢体不自由・難病） 介助アシスタント 共同生活住居一覧を札幌市のホームページで公開 札幌市交通局料金割引（精神障害者保健福祉手帳） 『移動に関するPTアンケートまとめ』 地域生活支援拠点等整備</p>	<p>介護技術研修（東区福祉マルシェ等） 真駒内まちづくりアイディアコンペ成果物 「元気さーち」更新キャンペーン 『はじめての1人暮らしガイドブック』 『防災に関する取組まとめ』（専門部会含） 各種フォーラム・研修会・座談会 等</p>

『さっぽろ障がい者プラン』への提案

区毎(地域部会)や領域毎(専門部会)で解決できそうなこと



運営会議に報告されにくい

市域以上での取り組みが必要になる制度的な課題が多い



制度を「変えたり」「作ったり」も求められる



法改正には、国域の協議会の必要性もあると思う

法改正じゃなくても、札幌市としてできることがあるかも



『さっぽろ障がい者プラン』に盛り込めれば可能性有
じゃあ、提案しよう！

さっぽろ障がい者プラン

- 障がい者計画（通称／者計画）
 - 根拠法：障害者基本法
 - 障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるもの
- 障がい福祉計画（通称／者無し計画）
- 障がい児福祉計画
 - 根拠法：障害者総合支援法・児童福祉法
 - 障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるもの

さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障害者基本法】 障がい福祉に関する基本計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画【障害者総合支援法、児童福祉法】

障害福祉サービス等に関する実施計画



さっぽろ障がい者プラン

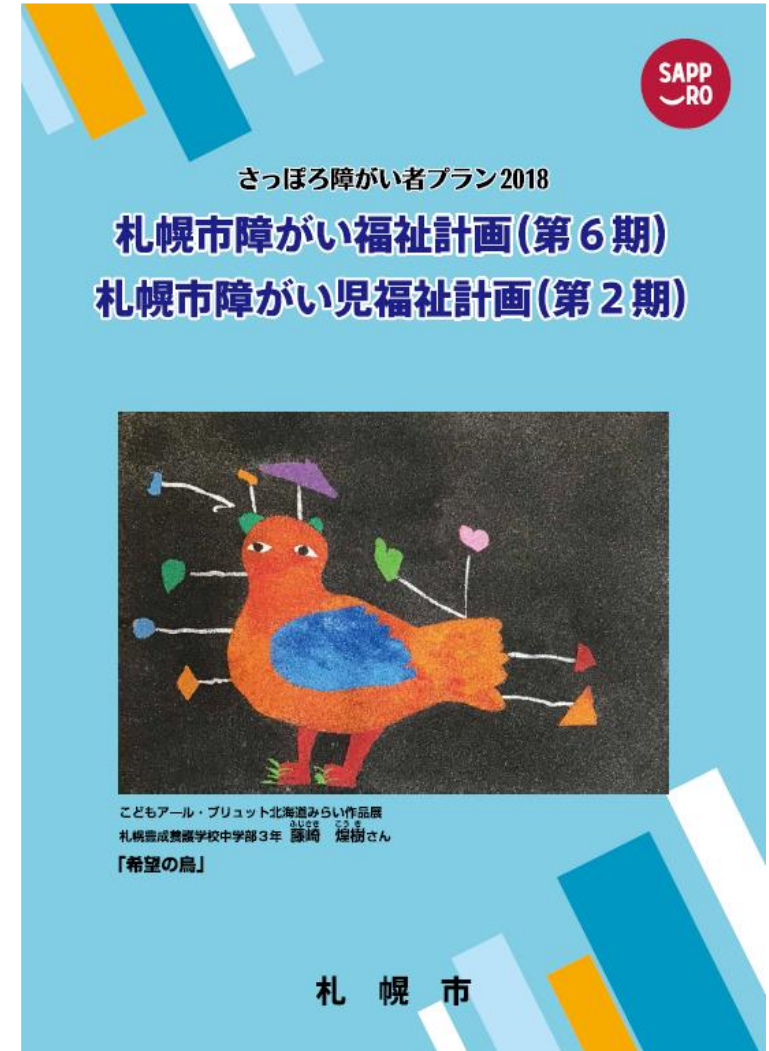
- 障がい者計画
 - 計画期間：6年間
 - 2018年4月から2024年3月まで
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
 - 計画期間：3年間
 - 2021年4月から2024年3月まで

しょう しゃけいかく
障がい者計画
ねん ど ~ ねん ど
2018年度 ~ 2023年度

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画 (第5期)
しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画 (第1期)
ねん ど ~ ねん ど
2018年度 ~ 2020年度

さんごう
【参考】

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画 (第6期)
しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画 (第2期)
ねん ど ~ ねん ど
2021年度 ~ 2023年度



ありがとうございました。

